

KMC のビジネスと人権にかかる取り組み（2022 年度）

2022 年 9 月に KMC はビジネスと人権方針とガイドラインを導入しました。導入から約半年後の 2023 年 3 月に、進捗度合いを図るべく、社員アンケートを実施しました。この結果をもとに社内での浸透度や取り組み状況を以下のとおり、まとめました。

認識度

ほぼ社員全員（97%）がガイドラインの存在を認識しており、ウェブへの公開は 85%が知っていると回答しました。ガイドラインをしっかりと読んだ（49%）、少し読んだ（39%）、読んでいない（9%）、知らない（3%）となっており、全社員が「しっかりと読む」よう更なる社内啓発が求められます。

人権方針は KMC ウェブサイトに掲載されています。

適用度

2022 年度 KMC が従事した案件数は 31 件（ODA 案件 18 件、企業支援 13 件）でした。うち 4 件でガイドラインの適用度を測るための重点モニタリング対象案件としました。その他 4 案件でも適用したと回答があったので、適用率は 8 件/31 件（約 25%）となりました。

重点モニタリング対象案件では、期内の目標を設定し、期末に実施状況と次期への課題を振り返りました。

有用性

ガイドラインを適用していないと答えたスタッフで「適用が易しい・比較的易しい」と

回答したスタッフは 41%、「比較的難しい・難しい」と回答したスタッフは 59%でした。適用していると答えたスタッフで前者は 56%、後者は 44%でした。両者とも意見は約半々に分かれました。難しい理由としては、各国で異なる関連法の調査・適用に要する時間の長さや業務上の制約があることや、実際の人権侵害の事例に直面した際の対応が難しいことなどがあげられました。人権尊重の意識をもつことで適用は難しくないが、途上国において人権の取り組みを浸透させ、人権侵害を是正するには時間がかかるとの声もありました。

社員の 85%はビジネスと人権に対する関心が「高い」か「比較的高い」と回答しました。理由は「企業として取り組むべき」「身近に接する問題」「コンサルタントとして取り組むべき課題」などです。

重点モニタリング対象案件

上記のとおり、4 件の ODA 案件を重点モニタリング対象案件として選定しました。

重点モニタリング対象案件では、現地スタッフや現地業者との契約書に人権条項を組み込みました。案件によっては、ハラスメント窓口設置の検討、研修プログラムへのジェンダーにかかるテーマの組み込み、実際に発生したハラスメント対応（関係者ヒアリング）など、さらに一歩踏み込んだ取り組みを実施した案件もありました。これらの取り組みを社内にも共有することで、他案件での取り組みを促していきます。

2023 年度はビジネスと人権にかかる取り組みをさらに促進すべく、以下を中心に活動を継続します。

- 年間活動計画に沿った人権デューデリジェンス（ガイドライン適用状況調査など）の取り組みの継続
- モニタリング対象案件における取り組みの継続と同対象案件の拡大
- 社内の勉強会や社内報等を通じた啓発活動の継続
- 救済窓口体制の構築に係る検討等に必要、社内のビジネスと人権チームメンバーの能力強化

（2023 年 5 月公開）